写

議案第十四号

三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長　松村喬成

昭和五拾壱年参月拾九日　原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第　　号

三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

三朝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号を次のように改める。

二　一般廃棄物のうち可燃性廃棄物

イ　事務所	一箇月当り	三百円以内
ロ・寮	〃	二千円以内
ハ　商工業者	〃	四千円以内
ニ　旅館業者	〃	一万一千円以内
ホ　病院	〃	六千円以内

第十条第二項を削る。

第十一条第二号ただし書を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月分の手数料から適用する。